

---

令和5年 第2回 芦屋町議会定例会会議録 (第3日)

令和5年6月19日 (月曜日)

---

議事日程 (3)

令和5年6月19日 午前10時00分開会

- 日程第1 議案第34号 芦屋町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第2 議案第35号 芦屋町学童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議案第36号 芦屋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議案第37号 芦屋町公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議案第38号 令和5年度芦屋町一般会計補正予算 (第2号)
- 第6 議案第39号 芦屋釜の里収蔵展示施設改修工事 (展示ケース新設) 請負契約の締結について
- 第7 議案第40号 タウンバス車両購入契約の締結について
- 

【出席議員】 (12名)

1番 中西 智昭	2番 田中 太	3番 香田 一之	4番 長島 毅
5番 萩原 洋子	6番 本田 浩	7番 松岡 泉	8番 貝掛 俊之
9番 妹川 征男	10番 辻本 一夫	11番 川上 誠一	12番 内海 猛年

---

【欠席議員】 (なし)

---

【欠員】 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 福田 雅代 書記 横田 和雄

---

説明のために出席した者の職氏名

町長 波多野茂丸 副町長 中西新吾 教育長 三柵賢二

モーターボート競走事業管理者	藤崎隆好	会計管理者	藤永詩乃美	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	池上亮吉	芦屋港活性化推進室長	志村亮二	財政課長	佐竹 功
都市整備課長	小田武文	税務課長	水摩秀徳	環境住宅課長	村尾正一
住民課長	溝上竜平	福祉課長	智田寛俊	健康・こども課長	本郷宣昭
産業観光課長	浮田光二	芦屋釜・歴史文化課長	新郷英弘	学校教育課長	木本拓也
生涯学習課長	本石美香	ボートレース事業局次長	井上康治	企画課長	中野功明
事業課長	新開晴浩				

---

【 欠 席 職 員 】 (なし)

---

【 傍 聴 者 数 】 0名

---

午前 10 時 00 分開会

○議長 内海 猛年君

おはようございます。

ただいま出席議員は 12 名で、会議は成立いたします。それでは直ちに本日の会議を開きます。

---

○議長 内海 猛年君

お諮りします。日程第 1、議案第 34 号から日程第 7、議案第 40 号までの各議案については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

まず、総務財政委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政委員長。

○総務財政常任委員長 本田 浩君

皆様おはようございます。報告第 11 号、芦屋町議会議長、内海猛年殿、総務財政常任委員会委員長、本田浩。

総務財政常任委員会審査結果報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

議案第 34 号、賛成多数、原案可決。

議案第 38 号、賛成多数、原案可決。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

次に、民生文教委員長に審査結果の報告を求めます。民生文教委員長。

○総務財政常任委員長 萩原 洋子君

はい、報告第 12 号、芦屋町議会議長、内海猛年殿、民生文教常任委員会委員長、萩原洋子。

民生文教常任委員会審査結果報告書。本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

議案第 35 号、満場一致、原案可決。

議案第 36 号、満場一致、原案可決。

議案第 37 号、満場一致、原案可決。

議案第 38 号、賛成多数、原案可決。

議案第 39 号、満場一致、原案可決。

議案第40号、満場一致、原案可決。

以上でございます。

**○議長 内海 猛年君**

以上で報告は終わりました。

引き続き、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査申出書が別紙のとおり提出されておりますので、報告いたします。

ただいまから、それぞれの審査結果の報告について質疑を行います。

まず、総務財政委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長 内海 猛年君**

ないようですから、総務財政委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、民生文教委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長 内海 猛年君**

ないようですから、民生文教委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

ただいまから討論及び採決を行います。

まず日程第1、議案第34号の討論を許します。川上議員。

**○議員 11番 川上 誠一君**

議案第34号に対する反対討論を行います。

この議案は地方自治法の改正により地方公共団体の議会の議員個人などに対する請負についての対価の総額の上限が300万円とされたことにより、芦屋町の政治倫理条例の制約を緩和するなどの改正を行うものです。

そもそも地方議会の請負を一律に禁止する地方自治法の規定は地方議会が行政による契約や財産取得などの議決権を持つ下で議員の地位利用などによって行政の執行に疑いを生じさせる事態を避け、議員活動の住民の信頼を確保するための極めて重要な規定でした。

今日、受注事業者や物品納入などをめぐる汚職や口利きなどの不正行為は後を絶たず、地方議員が関与した事件なども報道されており、住民の厳しい目が向けられているにも関わらず、規制緩和などと称してこれまで禁止してきた地方議員の請負を事実上解禁することは許されません。法改正は議員活動の信頼と行政の執行を担保する規定を空洞化するものです。地方議員のなり手不足を強調するのであれば、2022年に導入した町村議員の供託金こそ直ちにやめるべきで

す。女性や若者にとって立候補の際に要求される供託金の負担が大きなハードルになっていることは明らかです。

また、全国町村議会議長会が要望している被選挙権の引き下げや戸別訪問の解禁など、やるべきことはやらずに、なり手不足を口実に不正腐敗を防止するための規定を開始することは政治倫理を後退させるものです。この地方自治法の改定に基づき、芦屋町政治倫理条例を改正し、今まで議員が町の請負ができなかったものを議員についても年間300万円以内であれば請負ができるようになり、配偶者等についても緩和するというものです。

芦屋町政治倫理条例は過去に起こった贈収賄事件の教訓から住民から町政に対して疑惑の念を持たれないようにしなければと議会が特別委員会を設置し、全国でも厳しい水準の倫理条例に発展させたものです。こういった歴史的経過の中でつくられたものを地方自治法が変わったからと議会に相談も無く、突然に一方的に出してくるのは議会軽視というほかはありません。

政治倫理条例は町政に対する町民の信頼に応えるとともに、町政に対する正しい自覚を持ち、もって公正で開かれた民主的な町政の発展に寄与することを目的としており、議員は町民の信頼に値する倫理観を自覚し、町民に対し自ら進んでその高潔性を明らかにしなければならないとしています。政治倫理条例は国の法律とは違い、自治体が制定するものですから一様ではありません。政治倫理条例の立法趣旨は住民の代表である首長等及び議員が全体の奉仕者として住民の信頼に応え、いやしくもその地位の影響力を不正に行使して自己の利益を図ることのないように必要な措置を定めるところにあります。議員個人の請負の緩和が図られることにより議会のチェック機能の後退や政治倫理条例が崩れ、形骸化していくことが懸念されます。

地方自治法が緩和されるのであれば、住民に疑惑の念が生じることがないように地方自治法以上に厳しくするのが政治倫理条例の役割です。住民の信頼を得られるようにすることが政治の役割であることを強く述べて反対討論といたします。

**○議長 内海 猛年君**

そのほかにありませんか。本田議員。

**○議員 6番 本田 浩君**

議案第34号、芦屋町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

近年の地方議会の議員のなり手不足は深刻であり、今後の活力ある地方の議員の発掘については自治体と取引のある事業者も重要な議員のなり手の候補者であります。今春、41道府県で実施されました統一地方選で全国トリプル無投票の地域が16町村ありました。トリプル無投票は道県議選挙の地元選挙区と町村長選挙、町村議会議員選挙が無投票だったというものです。トリプル無投票は現代の地方議員のなり手不足が限界にきている現状を鮮明に映し出しています。新

聞社の集計によりますと、統一選でのトリプル無投票は2019年では6町村で見られたものの、今年2023年では2倍以上の16町村に増えたというものです。地方議会議員選挙の無投票は選挙人の民意が反映されず、選ぶ権利が無くなるということです。そこで自治体と事業者の取引が一定金額以下であれば認める今回の改正案については賛成をいたします。以上です。

○議長 内海 猛年君

そのほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第1、議案第34号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

賛成多数であります。よって、議案第34号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第2、議案第35号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第2、議案第35号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第35号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第3、議案第36号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第3、議案第36号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第36号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第4、議案第37号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第4、議案第37号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第37号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第5、議案第38号の討論を許します。

○議員 9番 妹川 征男君

9番妹川です。議案第38号、令和5年度芦屋町一般会計補正予算に反対の立場で討論いたします。

戸籍住民基本台帳費として約970万円が計上されています。証明書等自動交付機導入業務委託費です。現在、芦屋町は町内5か所のコンビニでマイナンバーカードを利用して芦屋町が発行する証明書、住民票の写し300円、印鑑登録証明書300円を利用者に提供できるシステムを令和2年1月より導入しています。初期の設置費として2600万円を予算化しましたが、その際、私は反対の意向を示しました。現在、運営費や負担金などランニングコストを毎年約600万円支出しています。コンビニによる証明書発行部数は令和3年度は約1000部、4年度は1700部と聞いています。

庁舎内の窓口で手続きをすれば一部300円で済むものが、コンビニによる場合は一部3600円以上になる計算になります。なんと約10倍以上の計算になるのです。利用者の利便性とはいえ、費用対効果を考えると、いかに無駄なシステムであることがよく分かります。

このように非合理的な状況の中において、コンビニ交付システムのような自動交付機導入を庁舎内に設置する必要があるのか。コンビニ交付ではいつでも毎日6時半から23時まで利用できます。庁舎内での利用は午前8時半から17時15分までと聞いています。庁舎内に設置する必要があるのか、まさに整合性のない、血税を無駄にする政策ではなかろうか。令和2年当時、コンビニ交付システムを導入する際の理由付けとして、役場の窓口にも行かず、利用できるというう

たい文句は何だったんでしょうか。

皆さんも御存じのように、マイナカードを巡っては5月にコンビニで他人の証明書が発行されたトラブル以来、短期に様々な問題事例が浮き彫りになり、頻繁に報じられています。コンビニの別人証明書が交付されたこと、公金受取口座の誤登録、マイナ保険証のシステム不調、誤った他人の医療情報表示・閲覧、マイナポイントの別人へのひも付けと続いています。

そもそも御存じのように、マイナンバー制度とは政府が2015年に12桁の数字、マイナンバーを通知し、2016年1月からカードの交付が始まりました。しかしながら、なかなか普及が進まず普及率が20%台にとどまっていたましたが、普及の推進策として政府は2020年9月にマイナポイント事業を始めたのです。カード登録で5000円、公金受取口座とマイナ保険証の登録で各7500円、合計2万円分のポイントが普及されるという策。現在は本年2月までとしていたものを9月まで延長策を取っています。これが申請数の増加につながったようです。医療機関の外来窓口初診で、マイナ保険証であれば割引を行うが、現在の保険証を利用すると診療費がアップするという策。マイナンバーカード普及率の低い自治体に対して地方交付税の算定に差をつける策。逆に上位の自治体は加算するという地方分権に対する圧力をかけた策。

そこで、自治体は積極的に普及率向上のために、あらゆる手を使って市民にマイナンバーカード取得を促してきたのではないのでしょうか。いわゆるあめとむちの使い分け政策を政府も各自治体も大々的に宣伝しています。（「議長、異議あり」と呼ぶ者あり）その後カード普及率……

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

はい。

○議長 内海 猛年君

マイナンバーの今回の予算についての反対討論ですから、予算の概要についての反対をしてください。今、マイナンバーそのものの主体的な発言をされていますので、もう少し簡潔明瞭をお願いします。

○議員 9番 妹川 征男君

そうしてるつもりですよ。今、私はマイナンバーカード兼、自動の普及率のことに関連してます。非常に関連してます。



○議長 内海 猛年君

関連してるというよりも……

○議員 9番 妹川 征男君

続けます。

○議長 内海 猛年君

どちらかと言えば（「議長、意見を述べさせていただきます」と呼ぶ者あり）え？

（今の件について、意見を述べることはできますか」と呼ぶ者あり）

○議員 9番 妹川 征男君

今、私がおね、反対討論をやってる途中にね……（「動議」と呼ぶ者あり）

○議長 内海 猛年君

賛成は誰かおりますか。——はい。妹川議員、あの、意見は簡潔にお願いいたします。

○議員 9番 妹川 征男君

簡潔に話をしているところです。もうすぐ終わります。いわゆるあめとむちの使い分け政策を政府も各自治体も大々的に宣伝しています。その結果、カード普及率はコロナ前の20%から77%と急激に跳ね上がってきました。しかし反作用でトラブルが相次いでいるのは現在の状態を見れば明らかです。マイナポイントだけでも約2兆円の国家予算を費やすと言われていますが、今後、政府はシステムなどの修正・是正策には追加の巨額経費がかかると言われています。金銭面だけでなく、失った信頼性など損失額は計り知れないものではないでしょうか。

今、述べたようにマイナンバー制度の問題点が明らかになっている中、証明書自動交付機を導入する必要性がどこにあるのでしょうか。マイナンバー制度は個人の様々な情報が漏洩すると、当初から言われていましたが、現実化していること。市民の利便性と言いながら、企業のノルマのように普及率を高めることが目的化しているのではないのでしょうか。行財政改革、とりわけ歳出削減が喫緊の課題でありながら、約970万円を計上してまで導入することは税金の無駄使いであり、放漫経営と言わざるを得ません。したがって、自動交付機の導入を執行部は取り下げていただきたい。よって、令和5年度芦屋町一般会計補正予算に反対いたします。

○議長 内海 猛年君

そのほかありませんか。松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

7番、松岡でございます。今、反対意見がございましたけれども、私は賛成の立場で討論させていただきます。

今回、役場の方にですね、コンビニ交付と同じようなシステムを導入してすると。先般から国の方ではですね、いろんなマイナンバーカードの取扱いに関してはいろいろ問題が生起している状況にあることは私もよく知っておりますけれども、今回の補正予算にはそういった件ではなくして、町の高齢者の方、またマイナンバーカードで交付をしたいんだけども使いきれないと、十分に使うことができないということで、今回ITの恩恵に伴ってですね、自分たちのその恩恵を授かりたいということで、町の工夫として体験型で役場の方に設置していただくということで私は理解させていただいております。費用対効果という話を先ほどから出ておりますけれども、私は一人の方に多くの方にでなくして、いろんな面です、一人の方に光を当てることが重要ではないかと思っております。そういう観点からしますと、働き方改革を訴えながらも費用対効果でそれは導入には何千万もかかって、何人しか使っていないじゃないかっていう意見が出ておりましたが、それはどういうことなんでしょうか。働き方改革、若い人たちにそういった物を使っていただいて、しっかり働いていただく。その経済効果は計り知れないものがあるんじゃないかと思っております。そういう視点からしますと、全く芦屋町のこのマイナンバーカードにかける自動交付に関してですね、費用対効果だけでは計れないものがございまして。全国から見れば、費用対効果で判断する際はそういったお金だけじゃなくして、そういった人たちの負担軽減をし、子供のそういった見守りもできるし、子供たちに対しての親がですね、そういった時間も取れる。いろんな効果があるんじゃないかと思っておりますので、全てこのお金で片づけるのじゃないようにすべきであるところといった社会を築くことが重要かと思ひまして、賛成いたします。以上です。

○議長 内海 猛年君

ほかにありませんか。萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

5番、萩原です。議案第38号、一般会計補正予算について賛成の立場で討論いたします。今回の補正予算は新型コロナウイルスのワクチン接種に関する予算、地域脱炭素・再エネを推進するための予算、スマートフォン・スマホなどのインターネット環境があればいつでもどこでも閲覧でき、障害のある方が音声や拡大機能を利用して読書が楽しめる広域電子図書館の運営負担金、さらには庁舎内にコンビニサービスを利用した自動交付機を設置する事業については、コンビニ交付、マイナンバーカードの交付率は本町は78.6%ととても高い数値にありながら、コンビニ交付率は11.9%になっている、この課題を受けてコンビニ交付の仕方が難しいという町民の皆様のお声を受けてですね、コンビニ交付の体験を通じて将来的に忙しい町民の方々が来庁しなくても近くのコンビニで各種証明書等が取得できるよう、町民の皆様の利便性や、また役場の窓口業務の負担軽減を図るための予算など、どれも町民の健康や環境・利便性を考えた予算となっております。また、補助金確保にも努力され、財政面でも評価できるため、私はこの議案に賛

成いたします。以上です。

○議長 内海 猛年君

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第5、議案第38号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

賛成多数であります。よって、議案第38号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第6、議案第39号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第6、議案第39号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第39号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第7、議案第40号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第7、議案第40号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第40号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査について、それぞれ再付託の申出があつています。つきましては、これを申出のとおり再付託することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で、討論及び採決を終わります。

---

○議長 内海 猛年君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、併せて令和5年第2回芦屋町議会定例会を閉会します。

長い期間の御審議、お疲れさまでした。

午前10時27分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員